

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称	長久手市文化振興補助金				担当部課	くらし文化部生涯学習課				
基本情報	支出根拠		長久手市文化振興補助金交付要綱							
	補助要綱 有		根拠法令等 無							
	総合計画	基本目標 5 いつでも どこでも 誰とでも 広がる交流の輪-交流		会計区分 一般会計		政策 5-1 まちの資源を生かした市民同士の交流の促進		予算区分 9-4-1 社会教育総務費		
		施策 5-1-2 文化芸術による交流		中事業名 文化補助事業		補助制度開始年度 平成9 年度		制度終了(予定)年度 令和13 年度		細節名称 補助金
	交付先(団体名) 又は対象者 長久手市文化協会		会員数【※】 令和7年4月1日現在		会費【※】 大人800円 高校生以下(幼児以下は除く)300円		交付年数【※】 通算 21年以上			
	他団体への交付【※】 可能		制度の周知方法【※】 市ホームページ		会員数【※】 令和7年4月1日現在		会費【※】 大人800円 高校生以下(幼児以下は除く)300円		交付年数【※】 通算 21年以上	
	ガイドラインの適用 適用(予定) 令和4年度		例外規定 無し		会員数【※】 令和7年4月1日現在		会費【※】 大人800円 高校生以下(幼児以下は除く)300円		交付年数【※】 通算 21年以上	
	最新年度の補助内容 補助対象経費		報償費(講師謝金等)、使用料・賃借料(会議室使用料、レンタカ一代等)、燃料費(ガソリン代)、消耗品費(事務用品、茶会柄杓等)、役務費(展示会パネル設置費等)、飲食費(会議お茶、講師弁当代等)、印刷費(印刷製本費、資料コピー等)、旅費(研修、観察等旅費)							
	最新年度の補助内容 補助対象事業費の総額		1,400,000円		補助金額 700,000円		事業全体の補助率 50%		会員数【※】 令和7年4月1日現在	
	最新年度の補助内容 特記事項		対象経費の2分の1以下の額を交付 上限額700,000円							
補助金等の目的・内容・効果	目的 (市民生活の維持・向上に資するものか)		長久手市における文化活動の振興及び市民同士の交流、市民文化の向上を図る。							
	内容 (団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入)		・展示会、発表会等の文化振興事業 ・文化振興に関する広報活動事業 ・その他、市長が必要と認める事業							
	事業費補助の実績(団体の主な活動の実績) ※今年度は予定		R4年度実績(2022)		R5年度実績(2023)		R6年度実績(2024)		R7年度予定(2025)	
	事業費補助の実績(団体の主な活動の実績) ※今年度は予定		文化美術展、役員交流研修会、令和5年度県民茶会の準備、色金山茶会、色金山月釜茶会、市民芸能フェスタ		古戦場桜まつり、文化美術展、愛知県民茶会、色金山月釜茶会、市民芸能フェスタ、役員交流研修会		古戦場まつり、文化美術展、色金山月釜茶会、福祉まつり、市民芸能フェスタ、長久手楓まつり、役員交流研修会		文化美術展、色金山月釜茶会、福祉まつり、市民芸能フェスタ、長久手楓まつり、役員交流研修会	
	補助対象事業費		655,572円		4,411,076円		408,516円		1,400,000円	
	補助金額		327,786円		700,000円		204,258円		予算額 700,000円	
	財源 国及び県		—		—		—		—	
	財源 市(一般財源)		350,000円		700,000円		204,258円		700,000円	
	財源 その他		—		—		—		—	
	補助金等の効果 ※今年度は予定		美術展、市民芸能フェスタを開催し、文化活動の振興と交流や市民文化の向上を図ることができた。		例年開催している文化協会美術展、市民芸能フェスタに加え、愛知県民茶会を開催し、文化活動の振興と交流や市民文化の向上、さらに市外に本市の文化芸術を発信ができた。		例年開催している文化協会美術展、市民芸能フェスタなどの活動により、文化活動の振興と交流や市民文化の向上、さらに市外に本市の文化芸術を発信ができた。		文化の家休館中も継続的に例年開催している文化協会美術展、市民芸能フェスタなどの活動を実施し、文化活動の振興と交流や市民文化の向上、さらに市外に本市の文化芸術を発信する。	
今後の方向性 ・担当部署の自由意見		・今後も本市の文化活動の振興と交流を図るとともに幅広い世代の市民文化の向上に努めてほしい。 ・補助金交付団体が自立して事業を実施することができるよう、事業費の調達方法等を先進自治体の事例から調査研究し、補助金交付期間終了年度まで相談、協力を行う。								

	確認の視点	チェック	左記のチェック内容とした理由
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	
	市民ニーズは認められるか	○	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか		
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていなか		
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○	
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○	
補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
	補助率や補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○	
	経費の使途は明確か	○	
	基準を逸脱して補助していないか	○	
	運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
補完性・公平性・透明性・他	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○	
	市の施策的課題の解決につながるものか	○	
	社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○	
総合評価	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○	
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	×	活動内容が市内で唯一の団体であるため。
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	○	
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	○	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○	
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	×	文化活動の振興や交流といった類似事業があつても、個々の団体活動に即した補助金を交付する必要があるため、統合の可能性は検討しない。
	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容	
	A	補助金交付要綱の趣旨にしたがって、適切に運営されていると考えるため。	